

大都市制度を巡る各政党の動き(法案の概要など)

<p>民主党</p>	<p>H23.12.22 第1回 地域主権調査会「大都市制度等WT」設置 (逢坂座長)</p> <p>H24. 3.23 第11回 WT 道府県における特別区設置についての 民主党の考え方(案)の提示</p> <p>H24. 4.11 第13回 WT 大都市地域における地方公共団体の 設置等に関する特例法案(仮称)骨子(案) 修正版の提示</p>
<p>自民党 ・ 公明党</p>	<p>H23.12.14 第1回 自民党大都市問題に関する検討PT (菅座長)</p> <p>H24. 3. 1 第9回 自民党PT 地方自治法改正案 (特別区設置)要綱(案)の提示</p> <p>H24. 4. 6 地方自治法改正案(特別区設置)要綱(案)に ついて、自公合意</p> <p>H24. 4.12 自民党PT・総務部会合同会議 地方自治法の一部 を改正する法律案(自公調整済)の提示</p> <p>H24. 4.18 地方自治法の一部を改正する法律案を国会に提出</p>
<p>みんな の党</p>	<p>H24. 3. 9 地方自治法の一部を改正する法律案を国会に提出</p>

各党法案の概要

	民主党案(骨子案)	自民党・公明党案	みんなの党案
法形式	特例法(新規立法)	地方自治法改正	地方自治法改正
対象地域	指定都市・指定都市隣接市町村で人口200万以上	指定都市・指定都市隣接市町村で人口100万以上	指定都市・指定都市隣接市町村で人口70万以上
協議会	委員は、道府県・市町村議会の議員、長その他の職員など(会長は、上記から選任)	委員は、道府県・市町村議会の議員、長その他の職員など(会長は、知事)	委員は、道府県・市町村議会の議員、長その他の職員など(会長は、上記から選任)
計画 / 協定書	特別区の名称・区域、設置時期、事務所の位置、議員定数、事務分担、税源配分、財政調整、財産処分 など記載(法定)	特別区の区域、設置時期、議員定数、事務分担、税源配分、財政調整、財産債務の承継 など記載(法定)	項目は、規約で定める
	計画を作成しようとするときは、あらかじめ総務大臣に協議	協定書を作成しようとするときは、総務大臣へ情報提供・説明	計画作成について、国の関与なし
住民投票	要(議会による計画議決後)	要(議会による協定書同意後)	不要
区設置	処分権者は、総務大臣	処分権者は、総務大臣	処分権者は、内閣
国への提案等	・事務分担等について内閣に意見の申出をすることができる ・政府は、必要があると認めるときは、所要の法制上の措置を講ずる	政府は、協定書の内容(事務分担等を含む)を尊重し、必要な法制上の措置その他の措置を講ずる	・事務分担等について内閣に提案をすることができる ・内閣は提案尊重、所要の法制上の措置その他の措置を講ずる